○市区町村番号	○基本調査区番号	○商業調査区番号	○整理番号

※昭和47年商業統計調査

(秘) 商業調査票乙

指定統計第23号

(沖縄県個人商店用)

※索番	◎産業分類

3. 2. 1. 裏面の記入注意をよく読んで記入してください。
この調査は、事業所ごとの調査ですからこの事業所（店舗）だけについて記入してください。
○欄は市町村で記入してください。◎欄は県で記入してください。※欄は記入しないでください。

1. 商店名および商店所在地（商店名には「ふりがな」をつけてください）

（電話　局　番）

沖縄県　市郡　町村　番地　番号　ビル　階

2. 商店の本支店別

該当する番号を○でかこんでください

1. 単独店（支店を持たない商店）
2. 本　店（支店を持っている商店）
3. 支　店

3. 商店の開設年

(1) 該当する番号を○でかこんでください
(2) 2.に該当する場合は、その年を記入してください

1. 昭和19年(1944年)以前
2. 昭和20年(1945年)以後 → 昭和　年

4. 従業者数

昭和47年9月1日現在

区分	男(人) 百	十	一	女(人) 百	十	一	計(人) 百	十	一
イ. 個人事業主および家族従業者									
ロ. 常時雇用従業者									
イ. ロ の 合 計									

5. 営業形態（小売業のみ記入してください）

(1) 該当する番号を1つ選んで○でかこんでください
(2) セルフサービス方式とは、あらかじめ包装され値段がつけられている商品を店に備えられたバスケットなどにより、客が自分でとりあつめ、売場の出口などに設けられた勘定場で一括して代金の支払いをおこなう販売方式をいいます

1. 製造小売を主として行なっている店
2. 割賦販売を主として行なっている店（製造小売店を除く）
3. セルフサービス方式をとっている店（売場面積の50%以上のもの）
4. 1.2.3.以外の小売店

6. 売場面積

(1) 小売業のみ記入してください
(2) 坪を平方メートルに換算する場合は3.3を掛けて算出し、端数は四捨五入してください

千	百	十	一	(単位)
				平方メートル

7. 過去3か月間の商品販売額

(1) 昭和47年6月1日から8月31日までの3か月期間内の販売額を記入してください
(2) 本店の場合は本店分のみの販売額（支店に卸した分を含む）を記入し、支店の販売額は含めないでください
(3) 商品名、分類番号は申告用「商品分類表」によって金額の多いものから順に記入してください
(4) 仲立手数料の収入があった場合は、その金額を備考欄に記入してください

分類番号	商品名	卸売・小売のうち、いずれか該当する方を○でかこんでください	十億	億	千万	百万	十万	万円	千円
		(卸売・小売)							×
		(卸売・小売)							×
		(卸売・小売)							×
		(卸売・小売)							×
		(卸売・小売)							×
		(卸売・小売)							×
		(卸売・小売)							×
		(卸売・小売)							×
合　計									×

8. 商品手持額

(1) 昭和47年9月1日現在の手持額を記入してください
(2) 製造小売の商品については、その原材料および半製品も含めます

億	千万	百万	十万	万円	千円
					×

備　考

申告者の記名および押印

調査員押員

通　商　産　業　省

3. この調査票はつぎのような経路をへて通商産業省に提出されます。申告者→(調査員経由)→市町村→県→通商産業省

2. この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者に不利な関係を生ずるような目的に使用されることは絶対にありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他にもらすことは法律により固く禁じられております。

1. この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者に不利な関係を生ずるような目的に使用されることは絶対にありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他にもらすことは法律により固く禁じられております。

Sample